

甲調査 用語の解説

(1) 事業所

事業所とは、経済活動が行われている場所ごとの単位で、原則として次の要件を備えているものをいう。

- ・ 一定の場所（1 区画）を占めて、単一の経営主体のもとで経済活動が行われていること。
- ・ 従業者と設備を有して、物の生産や販売、サービスの提供が継続的に行われていること。

ア 民営事業所（甲調査の対象）

国及び地方公共団体の事業所を除く事業所をいう。（国及び地方公共団体の事業所は、乙調査の対象）

イ 事業内容等不詳の事業所

事業所として存在しているが、記入内容等不備などで事業内容等が不明の事業所をいう。

(2) 従業者

調査日現在で、当該事業所に所属して働いている全ての人をいう。したがって、他の会社などの別経営の事業所へ出向又は派遣している人も含まれる。また、当該事業所で働いている人であっても、他の会社などの別経営の事業所から出向又は派遣されているなど、当該事業所から賃金・給与（現物給与を含む。）を支給されていない人は従業者に含めない。

なお、個人経営の事業所の家族従業者は、賃金・給与を支給されていなくても従業者とする。

・ 常用雇用者

事業所に常時雇用されている人をいう。

期間を定めずに雇用されている人又は1か月以上の期間を定めて雇用されている人をいう。

したがって、1か月未満の期間を定めて雇用されている人又は日々雇用されている人（臨時雇用者）は含まない。

(3) 事業所の産業分類

事業所の売上（収入）金額や主な事業の種類（原則として過去1年間の収入額又は販売額の最も多いもの）により、日本標準産業分類（第14回改定）に基づき分類した。

(4) 経営組織

ア 民営

国及び地方公共団体の事業所を除く事業所をいう。

(ア) 法人

法律の規定によって法人格を認められているものが事業を営んでいる場合をいう。次の会社及び会社以外の法人が該当する。

(イ) 会社

株式会社、有限会社、相互会社、合名会社、合資会社、合同会社及び外国の会社をいう。

ここで、外国の会社とは、外国において設立された法人の支店、営業所などで、会社法（平成 17 年法律第 86 号）の規定により日本にその事務所などを登記したものをいう。

なお、外国人の経営する会社や外国の資本が経営に参加しているいわゆる外資系の会社は、外国の会社ではない。

(ウ) 会社以外の法人

法人格を有する団体のうち、前述の会社を除く法人をいう。

例えば、独立行政法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、社会福祉法人、学校法人、医療法人、宗教法人、農（漁）業協同組合、事業協同組合、労働組合（法人格を持つもの）、共済組合、国民健康保険組合、信用金庫、弁護士法人などが含まれる。

(エ) 個人経営

個人が事業を営んでいる場合をいう。

法人組織になっていなければ、共同経営の場合も個人経営に含める。

(オ) 法人でない団体

団体であるが法人格を持たないものをいう。

例えば、後援会、同窓会、防犯協会、学会、労働組合（法人格を持たないもの）などが含まれる。

イ 国及び地方公共団体

国、都道府県、市区町村、特別地方公共団体（地方公共団体の組合、財産区など）の事業所をいう。

(5) 企業等

事業・活動を行う法人（外国の会社を除く。）又は個人経営の事業所をいう。個人経営であって同一の経営者が複数の事業所を経営している場合は、それらはまとめて一つの企業となる。

具体的には、経営組織が株式会社、有限会社、相互会社、合名会社、合資会社、合同会社、会社以外の法人及び個人経営で本所と支所を含めた全体をいう。単独事業所の場合は、その事業所だけで企業となる。

なお、会社企業又は個人経営の企業の数を表す場合は「企業数」、法人又は会社以外の法人の数を表す場合は「法人数」、これら全てをまとめた全企業等の数を表す場合は「企業等数」としている。

(6) 会社企業

経営組織が株式会社、有限会社、相互会社、合名会社、合資会社及び合同会社で、本所と支所を含めた全体をいう。単独事業所の場合は、その事業所だけで会社企業となる。

(7) 企業産業分類

企業単位の産業分類で、支所を含めた企業全体の主な事業の種類（企業全体の過去1年間の総収入額又は総販売額の最も多いもの）などにより分類している。

(8) 資本金額

株式会社及び有限会社については資本金の額、合名会社、合資会社及び合同会社については出資金の額、相互会社については基金の額をいう。

(9) 単一・複数

企業等を構成している事業所により、企業等を次の2つに区分している。

ア 単一事業所企業

単独事業所の企業等をいう。

イ 複数事業所企業

国内にある本所と国内又は海外にある支所で構成されている企業等をいう（国内に本所があり、海外にのみ支所がある企業を含む。）。

(10) 単独・本所・支所

ア 単独事業所

他の場所に同一経営の本所（本社・本店）や支所（支社・支店）を持たない事業所をいう。

イ 本所（本社・本店）

他の場所に同一経営の支所等（支社・支店）があつて、それらの全てを統括している事業所をいう。本所の各部門がいくつかの場所に分かれているような場合は、社長などの代表者がいる事業所を本所とし、他は支所とする。

ウ 支所（支社・支店）

他の場所にある本所（本社・本店）の統括を受けている事業所。上位の事業所の統括を受ける一方で、下位の事業所を統括している中間的な事業所も支所とする。

支社、支店のほか、営業所、出張所、工場、従業員のいる倉庫、管理人のいる寮なども含まれる。なお、経営組織が外国の会社は支所とする。

(11) 売上(収入)金額

商品等の販売額又は役務の給付によって実現した売上高、営業収益、完成工事高など。有価証券、土地・建物、機械・器具などの有形固定資産など、財産を売却して得た収入は含めない。なお、「金融業、保険業」の会社、会社以外の法人及び法人でない団体の場合は経常収益としている。

売上（収入）金額は、税抜きで記入された回答は税込み補正を行い、税込みで集計している。

(12) ネットワーク型産業・非ネットワーク型産業

ネットワーク型産業とは事業所単位で売上（収入）金額の把握ができない産業をいい、事業所に関する集計においては、単独事業所を除き、売上（収入）金額を表章しない。非ネットワーク型産業とは、ネットワーク型産業に該当しない産業をいう。

なお、ネットワーク型産業は次の大分類又は中分類に該当する産業である。

※ ネットワーク型産業に該当する産業

「D 建設業」、「F 電気・ガス・熱供給・水道業」、「H 運輸業、郵便業」、「J 金融業、保険業」、「37 通信業」、「38 放送業」、「41 映像・音声・文字情報制作業」、「81 学校教育」、「86 郵便局」、「93 政治・経済・文化団体」、「94 宗教」